

徳島県情報公開審査会答申第144号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成27年3月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成26年9月の警務課員(看守)の職・氏名が記載された組織表」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年3月31日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「〇〇警察署組織表（平成26年8月1日現在）」及び「〇〇警察署組織表（平成26年9月26日現在）」（以下「本件公文書」と総称する。）と特定し、条例第8条第1号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成27年5月31日（同年6月1日受理）、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成27年6月19日、諮問庁は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を一部取り消す裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書を要約すると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件請求は、〇〇警察署警察職員の暴力行為について情報公開請求をしたものである。別の警察職員による違法行為は、新聞報道により公表しているが、本件暴力事件についてもあってはならない暴力犯罪事件なので、関係者の職氏名を公開すべ

きである。

- (2) 私は、当初公文書の公開請求をしたときは、暴力をした者及びその上司の職氏名を求める予定であったが、担当職員との話し合いの中で「組織表」となったものであり、必ずしも全組織職員を知る必要はない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

本件請求内容は、「平成26年9月の警務課員（看守）の職・氏名が記載された組織表」である。

組織表は、警察署の所掌事務等を明確にするため、人事異動等で内容に変更があった都度、各署において作成するものであり、職名、係名、階級（警察官に限る。）、氏名及び警察電話の番号が記載されている。

本件請求時、審査請求人が、「警務課員とは、〇〇警察署警務課員である。」旨申し立てたことから、対象公文書を「〇〇警察署組織表」と特定した。

なお、同組織表は、平成26年8月1日現在の内容が、同年9月26日付けで変更されていることから、それぞれの日付現在の組織表を公開の対象としたものである。

2 警部補及び同相当職以下の職に当たる警察職員の氏名について

条例第8条第1号ハにおいて、公務員等の職務の遂行に係る情報である場合には、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は条例第8条第1号の個人に関する情報に該当しても、これを公開することとしている。

ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が公安委員会規則で定める職の職員である場合にあつては、当該公務員の氏名は非公開とする旨規定している。

また、徳島県情報公開条例の施行に関する規則（平成14年徳島県公安委員会規則第2号）第3条は、「条例第8条第1号ハの規定により公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の警察職員をもって充てる職とする。」と規定している。

本件請求に係る公文書において非公開とした職員の氏名は、全て警部補及び同相当職以下の職に当たる警察職員の氏名であることから、当該情報は、条例第8条第1号に該当するものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が〇〇警察署における所掌事務等を明確にするために作成した〇〇警察署組織表（平成26年8月1日現在及び同年9月26日現在）である。

よって、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している公文書である。

審査請求人は、本件公文書に記載された情報のうち、警察職員の職名及び氏名の公開を求めているところ、警察職員の職名は、本件処分により既に公開されているため、以下、警察職員の氏名について、諮問庁が主張する条例8条第1号の該当性について検証する。

2 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、公開しない旨を定めている。

ただし、「イ法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」、「ロ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」及び「ハ公務員の職務遂行に関するもの」については、当該非公開情報から除外する旨を定めている。

さらに、「ハ公務員等の職務遂行に関するもの」のうち、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が公安委員会規則で定める職の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分は非公開とすべき旨を定めている。

(2) 警察職員の氏名の本号該当性について

本号ハは、当該公務員等が公安委員会規則で定める職の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分は非公開とすべき旨を定めている。

この規定に基づき、諮問庁は、「徳島県情報公開条例の施行に関する規則（平成14年徳島県公安委員会規則第2号）」において、「条例第8条第1号ハの規定により公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の警察職員をもって充てる職とする。」と定めている。

当審査会で見分したところ、本件処分において、実施機関が氏名を非公開とした警察職員は、全て警部補及び同相当職以下の職に当たる警察職員であることが認められ、当該情報が、本号ハに定める「公安委員会規則で定める職の職員」の氏名に当たることは明白であり、また、本号イ及びロに該当する事実も認められない。

よって、当該情報が、本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「氏名の公開を求めるのは、特定の警察職員であって、必ずしも全組織職員を知る必要はない。」旨を主張する。

しかしながら、本件公文書には審査請求人が公開を求める〇〇警察署警務課員の氏名も記載されており、前記2のとおり、当該情報が条例第8条第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当であることから、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年 6月19日	諮問
7月24日	諮問庁からの理由説明書を受理
8月25日	審査請求人からの意見書を受理
10月 1日	審議（第130回審査会）
11月25日	審議（第131回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・ サイエンス研究部 准教授	会長職務代理者

大道 晋	弁護士	会長 会長職務代理者 (平成27年7月31日まで)
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	平成27年8月1日就任
益田 歩美	弁護士	
松尾 博	元徳島新聞社 相談役・論説委員長	会長 (平成27年7月31日まで) 平成27年7月31日退任
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	